

令和6年新年の挨拶

新年おめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられましたこととお慶び申し上げます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類となり行動制限が緩和され、学校行事等貸切バスの需要も戻りつつありますが、輸送需要はコロナ前には戻っておりません。

また、慢性的な運転者不足が続いており、運転者不足により、乗合バスにおいては路線の廃止、減便が相次いでおり、貸切バスにおいても手配ができない事態が発生しており、更にロシアによるウクライナ侵攻等により原油価格・物価の高騰に見舞われバス業界にも大きな影響をもたらした一年でした。

県内バス事業者の経営状況は、4月から11月までの実績は、2019年度同期比で、貸切バスの運送収入は▲28%、路線バスの運送収入は▲3%、高速バスの輸送人員は▲45%となっており、コロナ禍におけるバス事業者に対する支援につきましては、国の持続化給付金や雇用調整助成金のほか、価格高騰重点支援地方交付金を茨城県や各市町村からご支援をいただいたことに感謝申し上げます。

地域交通の使命は、「安全・安心・快適」な輸送サービスの提供であります。バス事業者は、国土交通省、茨城県警本部等のご指導の下、経営トップから現場まで一丸となって「交通安全運動、年末年始輸送安全総点検」等を実施し、安全体制の強化を図り、「交通事故防止及び車両故障の根絶」に尽力しなければなりません。そのためには、厳正な運行管理、車両の点検・整備の実施、運転者の健康管理。また、運転者一人一人の運転適性の把握・指導など様々な安全対策に取り組む必要があります。

貸切バスの安全対策として、公益財団法人関東貸切バス適正化センターと連携して年1回実施している巡回指導は、今年度は145事業所実施予定で、11月末現在95事業所を訪問し85事業所がA評価(約89%)です。

日本バス協会では、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を実施し、令和5年12月現在、加盟貸切バス事業者108社中95社(88%)が認定を受け、内11社が二つ星を、48社が三ツ星の認定を受けております。

運転者不足の中、労働時間等の労働時間の向上を図るため、拘束時間や休息期間等を改正するバス運転者の改善基準告示が令和6年4月から施行されますので、この対応が求められます。

県民の皆さんの生活や観光の足であるバス事業を健全に存続させることが私たちの使命であり、

安全の確保はもとより労働環境の改善や待遇改善等を通して加盟各社で引き続き努力してまいり所存です。

今後とも、茨城県バス協会業務運営に対し、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げまして新年の挨拶とさせていただきます。

令和6年1月